（家畜防疫対策室及び国際衛生対策室並びに家畜衛生専門官及び国際衛生専門官）

第二十二条　動物衛生課に、家畜防疫対策室及び国際衛生対策室並びに家畜衛生専門官六人及び国際衛生専門官四人を置く。

2～7　（略）

（食品企業行動室及び基準認証室並びに産学官連携促進専門官及び規格専門官）

第三十一条　食品製造課に、食品企業行動室及び基準認証室並びに産学官連携促進専門官及び規格専門官それぞれ一人を置く。

2～5　（略）

6　産学官連携促進専門官は、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成十年法律第五十九号）第二条第三項に規定する高度化基盤整備及び大学が民間事業者等と共同して行う食品の品質管理の高度化を担う人材の育成に係るこれらの者の間の連携に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

7　（略）

（水田農業対策室及び米麦流通加工対策室並びに企画官、生産専門官、首席生産専門官及び技術専門官）

第三十四条　穀物課に、水田農業対策室及び米麦流通加工対策室並びに企画官二人、生産専門官三人、首席生産専門官一人及び技術専門官一人を置く。

2～8　（略）

9　技術専門官は、命を受けて、穀物課の所掌事務に係る農業技術関係事務に関し調整を要する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

（園芸流通加工対策室及び花き産業・施設園芸振興室並びに生産専門官、野菜調整官及び技術専門官）

第三十六条　園芸作物課に、園芸流通加工対策室及び花き産業・施設園芸振興室並びに生産専門官二人、野菜調整官一人及び技術専門官一人を置く。

2～7　（略）

8　技術専門官は、命を受けて、生産局の所掌事務（穀物課の所掌に属するものを除く。）に係る農業技術関係事務（畜産部の所掌に属するものを除く。）に関し調整を要する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

（生産専門官、地域対策官及び砂糖類調整官）

第三十七条　地域作物課に、生産専門官四人、地域対策官一人及び砂糖類調整官一人を置く。

2～4　（略）

（畜産技術室並びに畜産専門官、首席畜産専門官、畜産危機管理官及び技術専門官）

第四十一条　畜産振興課に、畜産技術室並びに畜産専門官六人、首席畜産専門官一人、畜産危機管理官一人及び技術専門官一人を置く。

2～6　（略）

7　技術専門官は、命を受けて、生産局の所掌事務に係る畜産技術関係事務に関し調整を要する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

（防災・減災対策室及び災害対策室並びに海岸・防災事業調整官、防災・減災企画官、緊急災害対策官及び災害査定官）

第六十四条　防災課に、防災・減災対策室及び災害対策室並びに海岸・防災事業調整官一人、防災・減災企画官一人、緊急災害対策官一人及び災害査定官二人を置く。

（家畜防疫対策室及び国際衛生対策室並びに家畜衛生専門官及び国際衛生専門官）

第二十二条　動物衛生課に、家畜防疫対策室及び国際衛生対策室並びに家畜衛生専門官五人及び国際衛生専門官四人を置く。

2～7　（略）

（食品企業行動室及び基準認証室並びに高度化基盤整備専門官及び規格専門官）

第三十一条　食品製造課に、食品企業行動室及び基準認証室並びに高度化基盤整備専門官及び規格専門官それぞれ一人を置く。

2～5　（略）

6　高度化基盤整備専門官は、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成十年法律第五十九号）第二条第三項に規定する高度化基盤整備に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

7　（略）

（水田農業対策室及び米麦流通加工対策室並びに企画官、生産専門官及び首席生産専門官）

第三十四条　穀物課に、水田農業対策室及び米麦流通加工対策室並びに企画官二人、生産専門官三人及び首席生産専門官一人を置く。

2～8　（略）

（新設）

（園芸流通加工対策室及び花き産業・施設園芸振興室並びに生産専門官及び野菜調整官）

第三十六条　園芸作物課に、園芸流通加工対策室及び花き産業・施設園芸振興室並びに生産専門官二人及び野菜調整官一人を置く。

2～7　（略）

（新設）

（生産専門官、地域対策官及び砂糖類調整官）

第三十七条　地域作物課に、生産専門官三人、地域対策官一人及び砂糖類調整官一人を置く。

2～4　（略）

（畜産技術室並びに畜産専門官、首席畜産専門官及び畜産危機管理官）

第四十一条　畜産振興課に、畜産技術室並びに畜産専門官六人、首席畜産専門官一人及び畜産危機管理官一人を置く。

2～6　（略）

（新設）

（災害対策室並びに海岸・防災事業調整官、防災・減災企画官及び災害査定官）

第六十四条　防災課に、災害対策室並びに海岸・防災事業調整官一人、防災・減災企画官一人及び災害査定官二人を置く。